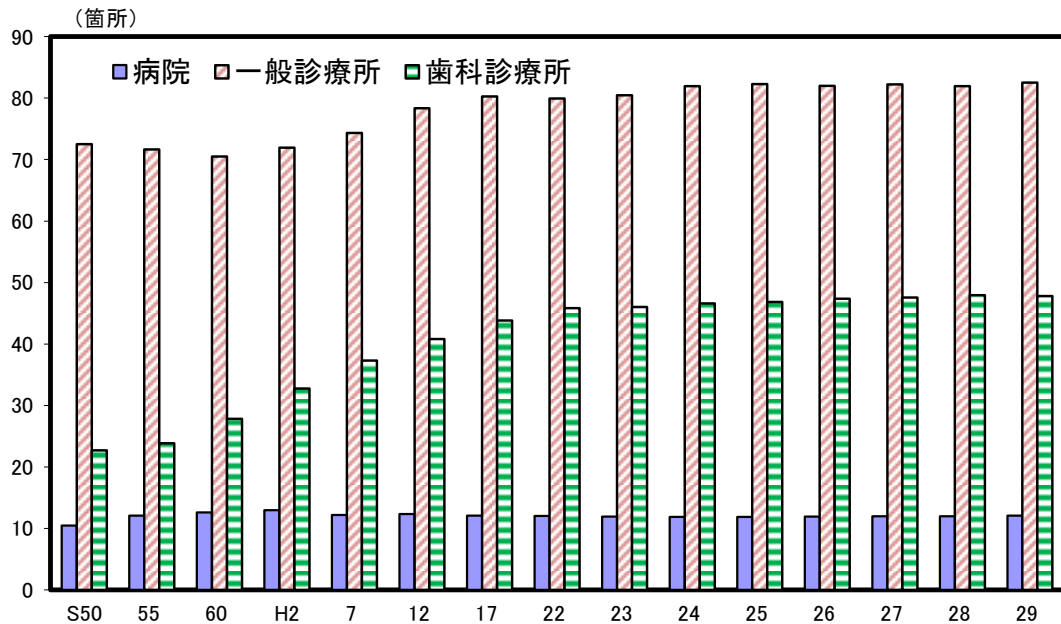


熊本県の十万人当たり医療施設数の推移



解 説

【概要】

平成29年の県内医療施設数は2,514か所で、前年より3か所減となった。これを医療施設別にみると、病院が213か所で1か所増、一般診療所が1,457か所で3か所増、歯科診療所が844か所で7か所減となっている。

平成29年までの十万人当たり医療施設数の推移をみると、病院・一般診療所及び歯科診療所は近年ほぼ横ばいとなっている。

○病院

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するものをいう。

○一般診療所

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。

○歯科診療所

歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。

○病院の病床数

医療法に基づき使用許可を受けているもので、病院のベッドの数。

○救急告示病院

救急病院等を定める省令に基づき、県知事が認定・告示した医療機関で、次の基準に該当するもの

- (1) 救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時待機していること。
- (2) エックス線装置、心電計、輸血及び輸液のための設備その他救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。
- (3) 救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること。
- (4) 救急医療を要する傷病者のための専用病床又は当該傷病者のために優先的に使用される病床を有すること。

資 料 出 所	調 査 期 日	調査周期
「医療施設調査」 厚生労働省	平成29年10月1日	毎年